

随意契約理由書

1 工 事 名	料金収受装置改修工事（29-京管）
2 業 者 名	三菱重工機械システム株式会社
3 随意契約理由	<p>本工事は、旧日本道路公団の料金収受業務に対応させるために開発された独自システムである西日本高速道路株式会社仕様のレシート発行方式料金収受機械システム（以下「本システム」という。）を製作し設置する工事である。</p> <p>本工事の契約相手方に求められる要件は、本システムの製作及び設置を一連で行うことができることである。</p> <p>三菱重工機械システム株式会社は、三菱重工業株式会社が独自開発した本システムに関係する事業を一括して承継している者であり、本システムの機器製造及び販売を独占的に行っていることから、本システムの製作及び設置を一連で行うことができる者は、同社において他にない。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により、三菱重工機械システム株式会社を相手方として随意契約を行うものである。</p>
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	